

施設改善対策事業実施要領

昭和62年5月20日付62構改B第500号
最終改正 令和2年4月1日付け元農振第2617号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 長
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省構造改善局長

1 土地改良施設改善計画の都道府県知事の承認等

(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第11の1の土地改良施設改善計画の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。

- ① 本事業の受益地において、高収益作物が作付けされていること。
- ② 本事業の受益地における高収益作物の作付面積の目標値が設定されており、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合していること。
- ③ 本事業の受益地における高収益作物への転換を進めるための取組を支援する体制や高収益作物の導入推進を指導する体制が確立していること。
- ④ 農業水利施設の老朽化等により、高収益作物の導入推進に支障が生じており、本事業の実施により、施設の管理の適正化及び合理化が図られ、高収益作物の導入推進に資することが明らかであること。

(2) 整備改善計画は、別紙様式1によるものとする。

2 施設改善対策事業の対象工事

(1) 施設改善対策事業として行う土地改良施設の工事とは、高収益作物の導入推進に資するための次に掲げる整備補修とする。

対象施設等	対象工事
揚水機場	ポンプ設備のオーバーホール、インバータ化等の整備補修
水路	水路の浚渫、漏水防止、部分的なパイプライン化等の整備補修
	分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化等の整備補修
水管理制御設備	水管理制御設備の高度化等の整備補修

その他特に必要と認められる用排水施設の整備補修

(2) (1) の対象工事のうち、管理省力化のためのポンプ設備のインバータ化、水路の部分的なパイプライン化、分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化並びに水管理制御設備の高度化については、1の(1)の②で定める本事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5パーセントポイント以上増加する場合に限るものとする。

3 土地改良区等の拠出金

施設改善対策事業についての土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）4の(1)の算式の適用については、「 $n =$ 期間（原則として5年とする。）」とあるのは、「 $n =$ 期間（3年とする。）」とする。

4 資金拠出約款の作成

施設改善対策事業を実施する場合には要綱第6の資金拠出約款は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

要綱第7で定める、要綱第1の土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に関する会計は、施設改善対策事業と他の適正化事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 実施結果の報告

施設改善対策事業の実施結果の報告は、要領によるもののほか、別紙様式2により行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正事業」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）の造成その他運営については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年 5 月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（資金拠出申込適格）

第 2 条 資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

（1）土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第 3 条 資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第 4 条 地方連合会は、毎年 6 月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあっては、要領 9 の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第 5 条 地方連合会が前条第 1 項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第 6 条 拠出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第 7 条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第 8 条 本連合会は、地方連合会ごとに拠出金及び交付金を経理するものとする。

（交付金調整の特別措置）

第 9 条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会がある場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

（利息）

第10条 拠出金には、利息を付さないものとする。

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当

するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年 5 月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知。以下「施設改善要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第 2 条 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

- （1）本連合会の会員（施設改善対策事業にあつては、要綱第11の1の都道府県知事の承認を受けている会員）
- （2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第 3 条 資金の拠出申込みをしようとする者（以下「資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第 4 条 資金拠出者は、原則として5ヶ年以上（施設改善対策事業にあつては、3ヶ年）継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

- 2 前項の拠出金の額は、要領5の（1）及び（3）により算定して得た額とする。
- 3 第1項の拠出金で、第2条第1号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第2号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。
- 4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間（施設改善対策事業にあつては、3年間）は変更できないものとする。当該5年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。
- 5 施設改善対策事業にあつては、4の後段は適用しないものとする。

（拠出金の使途）

第 5 条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う適正化事業に係る資金造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

（交付金の交付決定等）

第 6 条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

- （1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する資金拠出者であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。
- （2）拠出金について第9条に規定する欠損を生じている資金拠出者でないこと。
- （3）適正化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年 4 月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を受けた施設又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年 4 月1日付け14農振第2537号

農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

(4) 適正化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金拠出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 要領9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損(当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 拠出金及び特別拠出金には利息を附さないものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

(拠出の継続義務)

第12条 資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を拠出することとしていた最終年度までの期間、施設改善対策事業にあつては、3年間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前60日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第1項の規定を準用する。

4 施設改善対策事業にあつては、第2項及び前項を適用しないものとする。

(遵守義務)

第13条 資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙様式 1

土地改良施設改善計画

					都道府県名			
1 土地改良区等の概要	①事業主体名			②関係市町村名				
	③地区面積		田	畑	その他	計	④組合員数	人
			ha	ha	ha	ha		
⑤事業概要 (現に進行中)		維持管理						
		施設名		数量・延長		備考		
2 高収益作物の導入推進方針の概要	①本事業の受益地における高収益作物の現況作付面積と計画作付面積							
	高収益作物名	高収益作物とした根拠	現況作付面積 (ha)	計画作付面積【〇〇年度目標値】(ha)	増加面積(ha)	計画作付面積の根拠【各種振興計画との整合性】		
			計	計	計			
	現況			計画			高収益作物の作付面積の増加率 (%) G=F-C	
	作付面積 (ha) A	高収益作物作付面積 (ha) B	高収益作物作付面積割合 (%) C=B/A*100	作付面積 (ha) D	高収益作物作付面積 (ha) E	高収益作物作付面積割合 (%) F=E/D*100		
	②高収益作物への転換を進めるための取組を支援する体制、高収益作物の導入推進を指導する体制							
③当該事業の実施が高収益作物の導入推進に及ぼす効果								

3 施設の改善の内容	① 対象施設及び事業の内容	工事地区名	施設種類	工事内容		工事費
				構造等	数量	
	②図面等	1 一般計画平面図 (1/5万) 2 基本事業概念図		③着工及び完了予定	着工 完了予定	年度 年度

注：記載内容は別紙「土地改良施設改善計画記載要領」に即して記載すること。

土地改良施設改善計画記載要領

項 目	記 載 要 領
<p>1 土地改良区等の概要</p> <p>③ 地区面積</p> <p>⑤ 事業概要</p>	<p>○ 土地改良区等の地区全体の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。</p> <p>なお、事業主体が土地改良区以外の場合においては⑤の事業概要は記載を要しない。</p> <p>○ 事業実施者の全域の地区面積を田、畑、その他（田、畑以外）に区分して ha 単位（ha 未満四捨五入）で記載するものとする。なお、事業実施者が市町村又は農業協同組合である場合は記載しなくてもよい。</p> <p>○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長（単位：km））を記載するものとする。</p> <p>なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「H〇年に譲与される予定」等を記載するものとする。</p>
<p>2 高収益作物の導入推進方針の概要</p> <p>① 本事業の受益地における高収益作物の現況作付面積と計画作付面積</p>	<p>○ 高収益作物の導入推進方針の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。</p> <p>○ 高収益作物名については、本事業の受益地における高収益作物の作物名を記載する（地区内の高収益作物であっても、本事業の受益地外であるものは除く。）。</p> <p>○ 高収益作物とした根拠については、「野菜生産出荷安定法における〇〇市の指定野菜」や「〇〇地域のブランド認証野菜」等、高収益作物（定義は上記記載。）とした根拠となる法律やブランド指定等の概要を記載する。</p> <p>※ 高収益作物とは、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IV 第 1 の 1（2）の畑作物の直接支払交付金及び IV 第 2 の 6（1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜 ・果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画に位置付けられた果樹 ・都道府県又は市町村の農業振興計画等において位置付けられた振興すべき農産物 ・地域のブランド認証制度で位置付けられた農産物 ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法。平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画に位置付けられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物 <p>○ 現況作付面積（ha）については、計画策定年度の前年度末現在での作付面積を記載する。なお、本事業の受益地において高収益作物が作付けさ</p>

<p>② 営農転換を進めるための取組を支援する体制、高収益作物の導入推進を指導する体制</p> <p>③ 本事業の実施が高収益作物の導入推進に及ぼす効果</p>	<p>れている必要があることから、現況作付面積の合計が0 ha よりも大きくなる必要があることに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画作付面積【〇〇年度目標値】(ha)については、都道府県、市町村等の各種振興計画より、高収益作物毎の目標年度における地区の計画作付面積を記載する。なお、目標年度は、計画策定年度以後の年度とする。 ○ 増加面積(ha)は現況作付面積から計画作付面積の増加面積を記載する。 ○ 計画作付面積の根拠【各種振興計画との整合性】については、「〇〇市の〇〇振興計画における〇〇(作物名)の〇〇年(現況値)から〇〇年(計画値)の伸び率より算定」等、計画作付面積の算出方法を記載する。 ○ 高収益作物の作付面積の目標値が設定され、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合している必要があることに留意すること。 ○ 現況及び計画の作付面積については、本事業の受益地における現況及び計画の作付面積を記載する。 ○ 現況及び計画の高収益作物作付面積については、現況及び計画の高収益作物の作付面積の計を転記すること。 ○ 都道府県の普及センター、試験場、市町村の農業振興部局、農業協同組合等による高収益作物導入推進の指導体制の組織図、体制図、指導方針等を記載する。 ○ 水田の汎用化や高収益作物の導入に支障となっている施設の課題や、本事業実施によりそれらの課題が解決され、高収益作物の導入推進に資することとなる理由を記載する。
<p>3 施設の改善の内容</p> <p>① 対象施設及び事業の内容</p> <p>② 図面等</p> <p>③ 着工及び完了予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各期別の加入全地区について記載するものとする。 ○ 施設種類は、対象となる施設を別紙様式2の「施設の改善の内容」に定められた区分別に記載し、その他の施設については、その他として()内に具体的に種類名を記載するものとする。 ○ 構造等については、種類ごとに箇所数、延長を記載するものとする。(例：V400トラフ敷設替等) ○ 数量については、構造等の種類ごとに工事を行う箇所数、延長を記載するものとする。 ○ 工事費については、地区別の工事費を千円単位(千円未満四捨五入)で記載し、下段に合計額を記載するものとする。 ○ 一般計画平面図は5万分の1又は2万5千分の1の図面を使用するものとする。 なお、基本事業概要として、実施地区の位置、施設の規模・構造等(標準断面等)を記載するものとする。 ○ 着工及び完了の予定年度を記載するものとする。

別紙様式 2

〇〇年度施設改善計画樹立結果報告書

〇〇土地改良事業団体連合会

施設改善計画樹立団体	高収益作物導入推進計画		施設 の 改善 の 内容									
	現況作付面積 (ha)	計画作付面積 [〇〇年度目標値] (ha)	揚水機場		水路		水管理制御設備		その他		合計	
			件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費

(注) 施設の改善の内容欄は、承認された施設改善計画に登録されたものを記載すること。